

米国企業のディスクロージャーに対する監査機能の強化 ～ブルーリボン委員会の勧告～

米国では、企業財務のディスクロージャーの独立性及び透明性を高めるため、ブルーリボン委員会を組織し、監査委員会と会計監査人の責任の強化を中心とする 10 の勧告を公表した。この委員会には、NYSE 及び NASD の最高幹部も参加しており、近い将来、それぞれの上場規則の中に盛り込まれる見通しである。

我が国では、東証の証券政策委員会が東京証券取引所に対し、上場規程においてコーポレート・ガバナンスに関する規定を整備するよう正式に提言されたところである。市場の真の信頼を回復する上で、企業の財務ディスクロージャーに対する監査の独立性を早期に確立することが重要であると考える。

1. ブルーリボン委員会のねらい

1) 企業による利益操作への懸念

米国の資本市場はいまや世界随一の活況を呈している。こうした状況は、証券取引委員会（SEC）やニューヨーク証券取引所（NYSE）及び全米証券業協会（NASD）といった市場規制関係者による厳しい監視と不断の努力によって、市場の透明性および誠実性が確保されてきたことによるだけではない。発行会社が正確かつ透明性の高いディスクロージャーを行い、その発行する証券の売買に際して証券会社及び運用機関が公正な取引を確保及び実行するという、市場参加者すべてが市場の信頼性を高める努力を続けているということが重要なポイントとして指摘できる。

これら参加者の中で、発行会社の情報提供に対する姿勢は、市場の信頼性あるいは投資家の信頼性の基盤となるものである。発行会社のディスクロージャーが、経営者によって恣意的に操作されることになれば、市場への信頼は大きく揺らぐ。この点に関し、SEC では、最近の経営者による恣意的な利益操作(managed earnings)と、それを発見して阻止すべき立場にある会計監査人が深く関与していたことに対する摘発件数の増加が危惧されていた¹。経営者による利益操作に関する摘発事例としては、次のように会計監査

¹ 企業のディスクロージャーに関しては、アナリストや機関投資家に対して、一般向けのプレス・リリースより先行して情報を伝える selective disclosure という開示方法も問題視されている。

人と顧客企業との経済的利益を介した親密な関係が目立っている。

- ・会計監査人が顧客企業に、同時に雇用を交渉していたケース
- ・会計監査人が顧客企業の従業員として監査に従事していたケース
- ・会計監査人が顧客企業の帳簿を作成し、自己監査をしていたケース
- ・会計監査人が顧客企業の監査を通じて知った財務上の問題を、隠したまま仕事を継続していたケース

SECは、SECに提出すべき開示書類に会計監査人の監査を義務づけている関係上、会計監査人が不適切な行為を行った場合に摘発する権限を有している。98年9月、専門家として不適切な行為(improper professional conduct)、例えば、会計監査人が会計原則違反を故意にほう助したり、過失により監査の不十分な場合にも、同会計監査人を、けん責、停職、永久追放など厳しく処分する改正を行っている (Rule of Practice 102(e)、98年11月25日発効)。

2) ブルーリボン委員会設置の経緯

SEC のレビット委員長は、こうした企業および会計監査人の不適切行為に懸念を表明し、投資家が不測の損害を被らないよう、内部監視を強化することによって発行会社の財務ディスクロージャーの独立性及び透明性をさらに高める必要があると警告した。不適切な会計及び監査を防ぐには、制定法レベルではなく、実際の監査におけるプロセスの見直しが必要となる。

このため、98年9月にNYSEやNASDAQの議長兼CEOほか、事業会社及び会計専門家らをメンバーとするブルーリボン委員会が設置された。そして、99年2月、監査委員会の独立性を高め、社外の会計監査人との責任分担を明確にする10の勧告が発表された(表1)。

表1 ブルーリボン委員会のメンバー

John C. Whitehead (ゴールドマン・サックス前議長兼シニア・パートナー)
Ira. M.Millstein(Well, Gotshal & Manges LLP、シニア・パートナー)
John H. Biggs(TIAA-CREF、議長、社長兼CEO)
Frank J.Borelli (Marsh & McLennan Companies、上級副社長、CFO兼取締役)
Charles A.Bowsher (前連邦会計検査長官)
Dennis D.Dammerman(GE社副議長兼執行役員)
Richard A.Grasso(NYSE議長兼CEO)
Philip Laskawy(アーンスト・アンド・ヤング議長兼CEO)
James J.Schiro(プライスウォーターハウス・コーパーズ、CEO)
William C.Steere,Jr.(ファイザー議長兼CEO)
Frank G Zarb(NASD議長兼CEO)

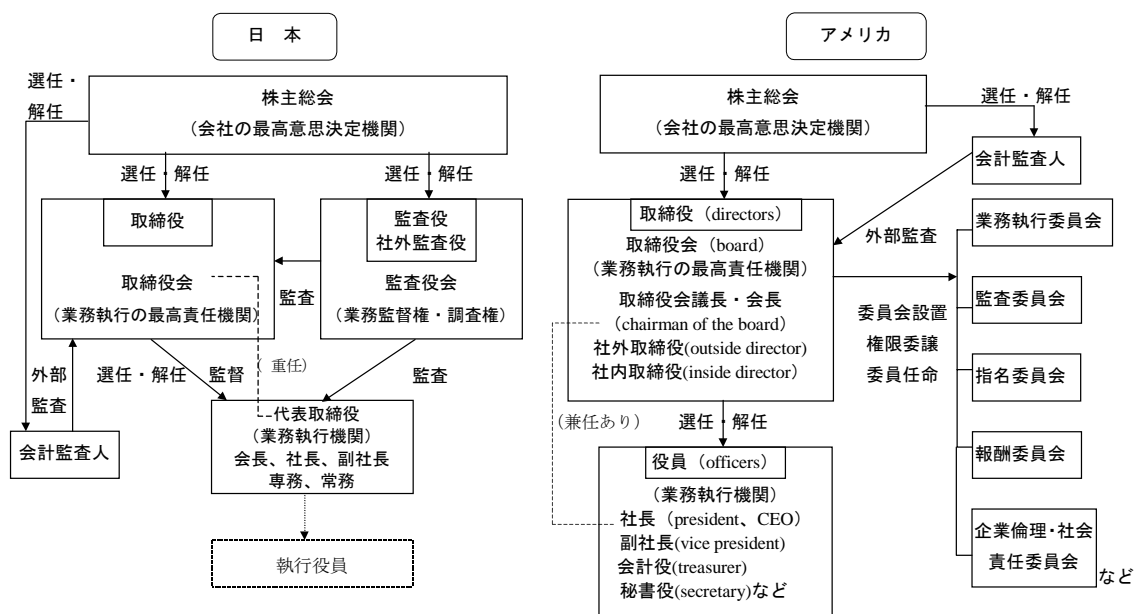
(出所) 野村総合研究所

3) 注目された監査委員会の機能

ブルーリボン委員会の勧告では、監査委員会を中心に取り上げている。米国企業の経営構造は、会社法上、株主総会と取締役会及び取締役が任命した各委員会からなる。委員会には、経営執行委員会、監査委員会、指名委員会及び報酬委員会などがある。監査委員会は我が国の監査役会に類似する機能を求められている（図1）。

監査委員会は、取締役会が取締役及びその他社外の適切な人物を指名して組織され、主に、取締役の経営執行の監督、社外の会計監査人との討議を行う。監査委員会の機能は、我が国の商法特例法上の大会社に義務づけられている監査役会²に近い（表2）。

図1 日米のマネジメント比較



(注) 日本では、業務執行機関に執行役員制を導入する企業が増えている。
 (出所) 野村総合研究所

NYSE や NASD では、その上場会社に対して、監査委員会を設け、そのメンバーに独立した社外取締役を指名するよう求めている。この条項は、コーポレート・ガバナンス条項としてよく知られている³。米国のコーポレート・ガバナンス調査機関である IRRC の調査（97年）では、S&P500種採用企業のうち、監査委員会を組織しているのは

² 我が国の監査役は、取締役会の執行を事後的に審査し、違法行為あるいは不適切な行為があれば、株主に代わって取締役を訴える権利を有する。株主代表訴訟において、クローズアップされるが、米国において、株主代表訴訟に関しては、株主からの求めに対して訴訟の適否を判断するのは、監査委員会ではなく、さらに経営からの独立性の高い訴訟委員会である。

³ 英国では、ロンドン証券取引所の上場規則に、コーポレート・ガバナンスに関する規定とその順守状況の開示という、米国より一段と厳しいコーポレート・ガバナンス条項が盛り込まれており、98年12月31日に終了する会計年度のためのアニュアルレポートからさらに厳格化されている。

100%であり、そのうち独立取締役がメンバーとなっている割合は 84.8%となっている。

表 2 米国企業における監査委員会の活動状況

企業名	構成メンバー	活動内容	会合回数
コカ・コーラ (NYSE)	4 名 (全員社外取締役と記載)	独立会計監査人との契約に関して取締役会に推薦、独立会計監査人と会社の監査の範囲と結果、及び独立会計監査人によって会社に提供される会社の内部会計管理と専門的役務についてレビュー	3 回 (98 年)
GE (NYSE)	5 名 (全員社外取締役とみられる)	委員会の主な関心は、社内の監査担当者と独立会計監査人による監査が有効に行われているかどうかである。その責務としては、①独立会計監査人の選択に当たっての推薦、②独立会計監査人によって行われた監査の範囲と成果のレビュー、③監査及び財務管理の内部システムの機関と範囲のレビュー、④財務報告 (委任状説明書及びアニュアルレポートを含む)、適用された会計基準・会計方針に関わる会社の活動の評価、⑤重要な会社の方針や準拠法に従業員が順守しているかどうかに関するレビューの検証	4 回 (98 年)
マイクロソフト (NASDAQ)	3 名 (2 名は社外取締役とみられる、1 名は元社長兼 COO)	財務担当者、内部監査人、独立会計監査人と面談し、内部会計管理と、会計、監査、財務に関する報告内容についてレビュー	4 回 (98 年)
アマゾン・コム (NASDAQ)	2 名 (全員社外取締役とみられる)	取締役会に独立会計監査人選任に当たっての推薦、監査の結果と範囲、及び独立会計監査人によって提供されたその他の役務についてのレビュー、貸借対照表、事業報告書およびキャッシュ・フローのレビュー、内部管理機能のレビュー及び評価	4 回 (97 年)

(出所) 各社の直近の委任状説明書より野村総合研究所作成

2. ブルーリボン委員会の勧告

ブルーリボン委員会は、5 カ月間の議論を経て、99 年 2 月 8 日、企業の財務ディスクロージャーに関する内部審査能力を高めるよう、監査委員会の活動と責任について 10 項目の改善を求める勧告を発表した。同委員会は、NYSE 及び NASD をはじめ、SEC 等に対し、それぞれ現行規則を見直すよう求めている (表 3)。

1) NYSE 及び NASD に対する勧告

勧告では、監査委員会の機能を中心に、独立取締役の要件を厳しくするよう求めている。勧告のうち、特に厳格なものについては、時価総額 2 億ドル超といった上場会社に限定し、小規模な会社については、従来通りでよいとする配慮もなされている。

表 3 ブルーリボン委員会の勧告

勧告先	勧告内容
NYSE 、 NASD	1.独立取締役の定義を見直すこと。 2.経営とは独立した監査委員会の設置を要求すること。 3.最低3名以上の財務に詳しい取締役が監査委員会の委員になること。 4.監査委員会に責任に関する規程書を設けるよう求めること。 6.監査委員会の社外会計監査人に対する監視責任を明確にすること。 7.会計監査人の独立性に関して、監査委員会のメンバーは会計監査人と議論することを義務づけること。
SEC	5.監査委員会の活動を年次報告書で開示することを義務づけること。 9.監査委員会に株主に対する報告を年次報告書や半期報告書で行うことを求めること。 10.四半期財務報告書の定期的なレビューを義務づけること。
GAAS	8.会計監査人に財務報告の質に関して監査委員会のメンバーと議論するよう求めること。

(注) 各番号は勧告に付された番号である。

(出所) 野村総合研究所

(1) 独立取締役の定義の見直し

①NYSE 及び NASD における監査委員会に関する規程

NYSE は、上場企業に対し、2 名以上の独立取締役からなる監査委員会の設置を義務づけている(上場会社規程 303.00)。同規程によると、独立取締役とは、「取締役会の意見において、委員会のメンバーとして、独立した判断を行使する上で障害となるいかなる関係からも自由な」人物である。

NASD の市場規則 4460 では、発行者は、独立取締役が過半数を占める監査委員会を組織することになっている。NASD の規則における独立取締役とは、「当該会社またはその子会社の役員あるいは従業員、または、取締役会の意見において、取締役としての責任を遂行する際に独立した判断を行使する上で障害となる関係を有している個人の、いずれにも該当しない」者となっている(4200(a)(13))。

なお、アメリカ法律家協会(ABA)、米国機関投資家協会(CII)などの各団体も、独自の独立取締役の定義を示している。

②取締役の独立性をさらに厳格化

ブルーリボン委員会は、NYSE 及び NASD の現行規程における独立取締役の定義は、独立性を認める余地が広すぎると判断し、時価総額 2 億ドル超の上場会社に対しては、以下のように、監査委員会の役務の目的に照らして、その独立性の定義を厳格化するよう求めている(勧告 1)。すなわち、監査委員会のメンバーの独立性とは、経営陣や会社から独立して行為する上で障害となるような会社との関係を有していないこととすべきである。

会社及び経営陣からの独立性が認められない場合として、次のような事例が掲げられている。

- ・ 現在あるいは過去 5 年間にその会社またはその子会社の従業員であった取締役
- ・ 取締役の役務に対する報酬あるいは税制適格退職給付プランに基づく給付以外に、当該会社または子会社のいずれかから報酬を受け取っている取締役
- ・ 現在または過去 5 年以内に執行役員として当該会社またはその子会社で雇用されており、個人的に家族のメンバーであった取締役
- ・ 当該会社が設立した営利団体のパートナー、主要株主または執行役員であり、当該会社から現在あるいは過去 5 年間に多額の支払いを受けていた取締役
- ・ 当該会社の執行役員が報酬委員会のメンバーである会社の執行役員である取締役

(2) 監査委員会の独立性と責任の強化

時価総額 2 億ドルを超える上場企業に対し、独立取締役の要件を厳格化にあわせて、監査委員会についても、経営から完全に独立した取締役から構成されるよう求めている（勧告 2）。

監査委員会のメンバーは 3 名以上の取締役で、各取締役は、財務の知識のある、あるいは監査委員会の委員に任命された後相当の期間に財務の知識を習得できる者とし、さらに、メンバーのうち少なくとも 1 名は、会計または財務マネジメントの専門家であることが求められている（勧告 3）。

(3) 監査委員会の責任に関する規程書

①全上場企業に規程書の作成・レビューを義務づけ

企業の時価総額に関係なく、すべての上場企業の監査委員会に対し、①監査委員会の責任の範囲と、構成、手続き及び資格要件を含む責任をいかに遂行すべきかについてを明示した正式の規程書を取締役会全員の承認を得て採用すること、②監査委員会の規程書の内容が適切かどうかを年に一度レビューし再評価することを義務づけるよう求めている（勧告 4）。

表 4 監査委員会の最善の行為規範に対する原則

1. 監査委員会の主たる役割は、監査手続きのその他の構成要素をモニタリングすること。
2. 監査委員会と内部監査人の間に独立したコミュニケーションと情報フローを確保すること。
3. 監査委員会と外部監査人の間に独立したコミュニケーションと情報フローを確保すること。
4. 意図された判断とその影響を受けるクオリティの問題に関して、経営陣、内部監査人、外部監査人と率直な議論をすること。
5. 監査委員会の委員の資格は、任務に対し勤勉であり、豊富な知識を有すること。

（出所）野村総合研究所

監査委員会のメンバーはその責任の遂行に当たり、最善の行為規範として、以下の5つの原則をガイドラインとするよう推奨している(表4)。また、ブルーリボン委員会の報告において、監査委員会の規程書のモデル案がいくつか示されている(表5)。

表5 監査委員会規程書モデル案(抄訳)

1. 監査委員会の目的

監査委員会の主な機能は、取締役会を支えつつ、会社が行政当局や一般投資家に提供する財務報告書やその他の財務情報をレビューすることによってその監視責任を果たすことである。この機能に基づき、監査委員会は、継続的な改善を推し進めて行くべきである。監査委員会の主な義務及び責任は以下の通りである。

- ・会社の財務報告プロセス及び内部管理体制を監視するための独立した実在の関係者として役務を提供すること。
- ・会社の独立会計監査人と内部監査部門の監査成果をレビュー及び評価すること。
- ・独立会計監査人、財務担当の上級経営者、内部監査部門及び取締役会と自由なコミュニケーションの機会を持つこと。

2. 監査委員会の構成

監査委員会は、3名以上の、取締役会に対して独立した判断の行使ができる、自由な立場の独立した取締役で構成されるものとする。監査委員会のすべてのメンバーは財務及び会計の知識を持ち、少なくともメンバーの1名は財務管理経験を有する者とする。

3. 監査委員会の会合

監査委員会は年に4回以上の会合を持つこと。また、年に1回は、経営陣や内部監査担当取締役及び独立会計監査人と議論すること。監査委員会または同委員長は、企業財務のレビューに関し、四半期ごとに独立会計監査人との会合を持つこと。

4. 監査委員会の責任と義務

監査委員会が果たすべき責任と義務は以下の通り。

- (1) 書類/報告書のレビューに関する事項
- (2) 独立会計監査人に関する事項
- (3) 財務報告プロセスに関する事項
- (4) 監査プロセスへの関与に関する事項
- (5) 倫理及び法令順守に関する事項

(出所) Well, Gotshal & Manges LLP より野村総合研究所作成

②会計監査人と監査委員会との責任分担を明文化

監査委員会の規程書には、社外会計監査人は、取締役会と株主の代表である監査委員会に対し最終的な説明責任を負っていること、株主の代表は、社外会計監査人を選任し、評価し、適切であれば、変更する(または株主の承認を得るために委任状説明書において社外会計監査人の候補を指名する)最終的な権限と責任を有していることを、明確にすることが求められている(勧告6)。

さらに、監査委員会は、独立性基準委員会 (Independence Standards Board)⁴の基準 98-1 に従い、社外監査人と会社の間のあるゆる関係を詳細に記載した正式な文書を社外監

⁴ ISB は、SEC に登録された会計監査人の独立性を高めるための基準を策定するために、97年5月に SEC と米国公認会計士協会により共同設立された。

査人から確実に受け取る責任があることを規程書に明記するよう求められている（勧告 7）。同様に、監査委員会は、開示された社外会計監査人の客観性及び独立性に影響を与えうるあらゆる関係または役務に関して、社外会計監査人と積極的な対話を行う責任があり、社外会計監査人の独立性を確保するための適切な行動をし、または取締役会全員にそうするよう提案することを明記することも求められている。

ISB の基準 98-1 では、1999 年 7 月 15 日以降に終了する事業年度より、1933 年証券法上の独立した会計士とみなされる会計監査人に対し、少なくとも年一回、会社の監査委員会（ない場合は取締役会）に対し、書面で、会計監査人及びその属する法人と会社とのあらゆる関係について開示し(a 項)、専門的な判断をする上で、証券法上の意味において独立しているということを書面で確認し (b 項)、監査委員会都会系監査人の独立性に議論しなければならない (c 項) と定めている。

2) SEC に対する勧告

SEC に対しては、監査委員会に対し、以下のようなディスクロージャーを義務づけるよう求めている。

(1) 監査委員会の活動状況の公開

年次株主総会のために用意する委任状説明書において、監査委員会が正式な書面の規程書を採用したかどうか、採用した場合に監査委員会はその規程書にしたがって過去 1 年間責任を果たしてきたかどうか、規程書が年次報告書に少なくとも 3 年に一度開示され、規程書に重要な修正をした場合は、その直後の年次報告書や委任状説明書にその内容を開示することを開示するよう義務づける（勧告 5）。

なお、州会社法上の取締役の株主に対する受託者責任に関して提起される株主代表訴訟との関係で、SEC は、委任状説明書に記載された役員報酬委員会の報告内容に対する免責条項と同様なセーフ・ハーバー・ルールを監査委員会の報告内容についても導入するよう求められている。

(2) 株主に対する活動報告

すべての SEC 登録企業の監査委員会に対し、株主向けのアニュアル・レポートや SEC 提出用の年次報告書 Form10-K において、以下のような監査委員会の過去一年の活動内容について、株主に対する報告を行うことを義務づけることが求められている（勧告 9）。すなわち、①適用された会計方針のクオリティ、財務書類に影響を与える重要な判断に関する議論を含め、経営陣は、監査委員会と監査された財務書類をレビューしたかどうか、②社外会計監査人は監査委員会と、適用された会計原則のクオリティに関する会計監査人の判断とこうした状況における上記①に関する判断について議論したか

どうか、③監査委員会のメンバーは、経営陣または社外会計監査人の同席なしで、上記①及び②に示された監査委員会に対して開示された情報について、メンバー間で議論したかどうか、④監査委員会は、上記①及び②に従い、経営陣と社外会計監査人との行ったレビューと議論に基づき、会社の財務書類はすべての重要な問題について一般に公正妥当と認められる会計原則(GAAP)を順守していることについて公正とみられるかどうかである。

(3) 会計監査人に四半期財務レビューの義務づけ

SEC への報告義務のある会社の会計監査人に対し、企業が四半期報告書である Form10-Q を提出する前に、監査基準書 SAS71 の定期財務レビュー (Interim Financial Review) に基づいて報告することを義務づけることが求められている (勧告 10)。会計監査人の四半期レビュー報告に当たっては、Form10-Q 及び財務報告に関するリリースをする前に、監査委員会または取締役会議長及び財務担当代表者と、面談あるいは電話会議によって、重要な調整、経営判断、会計上の予想値、重要な会計方針の新規採用、経営陣との意見の相違についての議論を義務づけるよう、SAS71 も見直すべき旨が勧告されている。

3) 一般に公正妥当と認められる監査基準 (GAAS) の見直し

ブルーリボン委員会は、一般に公正妥当と認められる監査基準 (GAAS) についても見直しを求めている。会社の社外会計監査人が監査委員会と、会社が財務書類に適用した会計原則について、単に容認できるかどうかではなく、そのクオリティに関する会計監査人の判断について議論することを求めている (勧告 8)。その議論に当たっては、財務ディスクロージャーを準備する上で経営陣によって確定され、社外会計監査人によってレビューされた、財務ディスクロージャーの透明性、会計原則の積極性及び保守性の度合い、基礎となる予想値、その他重要な意思決定について行うべきだとされている。

4) 今後の動向

SEC のジョンソン・コミッショナーは、99年2月26日に開かれた会議 (SEC Speaks) において、99年を「会計監査人の年」と位置づけ、SEC は、会計監査に関わる不正行為及び不適切行為の摘発に最も力を入れると述べている。また、今回の勧告でイニシアティブをとった NYSE 及び NASD も、各界から意見を求め、早期に上場規則の見直し・適用を考えているもようだ。

ブルーリボン委員会の勧告により、監査委員会と独立会計監査人との関係は、適切か

つ十分な責任分担が求められるようになる。こうした動きは、99 年中に予定されている、全米取締役協会（NACD）と取締役会リーダーシップ・センター（CBL）の共同報告、87 年から 97 年の間に SEC が調査した財務ディスクロージャーに関する不正行為を検証するトレッドウェイ委員会の報告にも反映されていくものと思われる。

3. 我が国におけるコーポレート・ガバナンスを巡る環境

1) 取締役会の活性化と執行役員制の導入

最近、各企業が、執行役員制の導入に積極的である。執行役員制とは、従来の取締役の一部を執行役員として、実際の事業運営に専念させる一方、少人数化された取締役会は、経営監視と経営戦略の立案に注力できるという制度といえる。97 年にソニーが導入した当初は、近い将来、取締役会には過半数の社外取締役を選任することを念頭に置いた制度として取り上げられていたが、最近導入しようとする企業では、取締役会のスリム化という効果に比重が置かれ、取締役会の監視役としての独立したチェック機能の強化については先送りされているように思われる。

我が国の商法特例法の大会社では、経営の内部監視役として監査役会に社外監査役が任命されることが義務づけられている。また、会計監査については、会計監査人の監査を受けなければならない（商法特例法 2 条）。会計監査人も監査役も株主総会で選任されることになっている（同法 3 条、商法 280 条、254 条）。この点に関しては、社外のチェック機能は、米国企業に比べ、制度的に担保されているといえる。だが、有価証券報告書において監査上問題を指摘されていなかった企業が突然経営破綻し、投資家が不測の損害を被らざるを得なかった事態が相次いだことに鑑みると、経営チェック機能は、実際のところ投資家の信頼に足る働きをしていなかったと言わざるを得ない。最近では、ヤオハン・ジャパン（会社更生法手続き中）⁵や三田工業（会社更生法手続き中）⁶のように、取締役だけでなく、監査役及び会計監査人に対しても損害賠償を求める訴訟が起こっている。監査役及び会計監査人も、取締役同様、株主に対する責任をいかに果たしていくべきかについて改めて問い直し、株主のガーディアンとしての意識を高める必要がある⁷。

⁵ 99 年 2 月 4 日、株主及び転換社債購入者が、取締役及び会計監査人に対し、粉飾決算などに基づく有価証券報告書の虚偽記載により被った損害の賠償を求めて提訴した。

⁶ 98 年 10 月 29 日、管財人が、会計監査人、取締役及び監査役に対し、粉飾を知らずに見逃したとして 5 億円の損害賠償を求めて提訴した。

⁷ 監査役職務権限は、会計監査のほか、適法性に限定した業務監査となっており、業務の妥当性に関しては、著しい不当がある場合に限定して認めるべきというのが通説である。したがって、監査役無機能論に対し、現行法上、監査役側に経営政策に踏み込んだ監査権限がない（取締役会の職務権限である）ということについてのジレンマもあるようだ。

2) コーポレート・ガバナンスに関する制度的展望

(1) 上場規則に対する正式な導入提言

東京証券取引所の証券政策委員会（東京証券取引所理事長の諮問機関）は、99年2月10日、「東証の将来像について」と題する答申を取りまとめた。東証のコーポレート・ガバナンスへの関与については、「当面、コーポレート・ガバナンスの議論に積極的に参加し、コンセンサスの形成に向けた努力を行うと同時に、上場会社に対する啓蒙活動を実施して行くべきである。その一環として、企業価値を高める方策をどのように考えるかなどについて、投資者へ開示するよう上場会社に要請していくことが適当である。」とし、東証として望ましいと考えられるコーポレート・ガバナンスのあり方について、上場基準等において明定することは中長期的な課題として提言されている。

このように、我が国では、上場基準等へのコーポレート・ガバナンスに関する規定の整備が正式に提言されたところであり、実現にはもうしばらく時間がかかると見られるが、そのための環境作りには既に着手したようだ。この提言を受け、東証は、同年3月31日、上場会社に対し、各社のコーポレート・ガバナンスへの取り組み状況や今後の計画等について開示を要請していきたいとの理事長要請を伝えている。

(2) にわかに本格化する法改正への取り組み

我が国におけるコーポレート・ガバナンスに関する法改正への取り組みは、にわかに本格化しつつある。

自民党の法務部商法に関する小委員会では、97年9月に「コーポレートガバナンスに関する商法等改正試案骨子」を示して以来、監査役のさらなる機能強化と株主代表訴訟の原告要件を厳格化することなどを中心に、議員立法を試みており、今秋にも議案を上程する動きが報道されている。また、通産省の商法研究会（座長・柴田和史法政大学教授）が、結実した株主交換制度の創設に議論に続き、98年12月より、取締役会・監査役、会計監査人等によるモニタリング機能の充実等の観点から、コーポレート・ガバナンスに関する検討を進めているもようであり、今春には議論をとりまとめるようである。

企業の財務ディスクロージャーの健全性及び透明性を高めるのは、企業自体の開示に対する積極的な取り組みもさることながら、企業財務の監査を行う監査役及び会計監査人が、株主に選ばれた監視役の代表として、株主からの負託に応える義務がある。市場の真の信頼回復には、企業財務に対する監査の独立性を早期に確立することが重要である⁸。

(橋本 基美)

⁸ 公認会計士協会は、98年7月に監査に関する品質管理基準の導入を決めており、具体的な自主ルール策定後、99年4月から適用される見通しである。会計監査人について3年に一度、公認会計士協会により監査のクオリティや監査担当者の適格性等についてレビューを受けるとともに問題がある場合に改善する義務が生じることになる。